

■ 景観形成地域

● 市街地景観地域

基本方針

- ・ 周囲の景観と調和した形態意匠及び色彩等を誘導します。
- ・ 建築物等の周囲への圧迫感を軽減し、ゆとりある緑の多いまち並みの形成を誘導します。
- ・ 城下町の風情をとどめるまち並みでは、歴史的景観に調和した景観誘導を図ります。



身近な景観として大切にしたい住宅地

良好な景観形成のための基準（*主な事項を抜粋）

色彩	緑化	建築設備	その他
建築物の屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色を使用しないこと。（都市計画法による用途地域における、商業・近隣商業地域を除く。ただし、河川景観保全地域、歴史景観地域及び街路景観地域の歴史的な街路にあっては当該地域の基準を適用する。） 別表第2（10ページ参照）	植栽又は生垣等により敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 別表第3（10ページ参照）	大規模建築物の場合、屋上又は屋根上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景すること。	近傍に景観資産がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的な配慮をすること。

● 田園・丘陵景観地域

基本方針

- ・ 丘陵地では、市街地からの眺望を意識した、自然性豊かな景観との調和を図ります。
- ・ 田園に調和した農村景観を継承するため、周囲の自然的な景観に溶け込ませるよう形態意匠及び樹木の維持保全の誘導を図ります。



豊かな実りを育む田園風景

良好な景観形成のための基準（*主な事項を抜粋）

形態意匠	色彩	素材	緑化
低層建築物は、自然へのやさらかさに配慮し、屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合も勾配屋根とすること。 別表第1（10ページ参照）	建築物の屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色を使用しないこと。 別表第2（10ページ参照）	自然との調和を基本とし、反射する素材等過度に目立つものを避けること。	植栽又は生垣等により敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 別表第3（10ページ参照）

● 山地景観地域

基本方針

- ・ 丘陵地では、市街地からの眺望を意識した、自然性豊かな景観との調和を図ります。
- ・ 自然環境を保全するとともに、山間部に点在する山村集落やその周囲に広がる農地で構成される景観の調和に努めます。



北上高地から望む岩手山

良好な景観形成のための基準（*主な事項を抜粋）

形態意匠	色彩	素材	緑化
低層建築物は、自然へのやさらかさに配慮し、屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合も勾配屋根とすること。 別表第1（10ページ参照）	建築物の屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色を使用しないこと。 別表第2（10ページ参照）	自然との調和を基本とし、反射する素材等過度に目立つものを避けること。	植栽又は生垣等により敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 別表第3（10ページ参照）